

お申込みの前に必ずお読みください。

株式会社ホワイト・ベアファミリー 募集型企画旅行 旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、株式会社ホワイト・ベアファミリー(以下「当社」といふ)が旅行を企画して実施するもので、この旅行に参加されるお客様は、当社が募集型企画旅行契約(以下「契約」といふ)を締結することになります。また、契約内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお送りする「最終日程表」と称する確定書面(以下「最終日程表」といふ)及び当社旅行業の募集型企画旅行契約の別添(以下「別添」といふ)によります。

1 旅行のお申込み方法

- 所定の旅行申込み書(以下「申込書」といふ)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。電話でのご予約の場合、当社が申込書を作成いたします。予約確認書にて内容をご確認ください。

旅行代金(お1人様)	申込金
20,000円未満	5,000円
20,000円以上50,000円未満	10,000円
50,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上	旅行代金の20%

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しております。お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算し3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(期間中、当社らの営業時間外とし、営業時間終了後に発信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間中に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- 通信契約および契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件次第のほか、第2項(2)、第12項(1)及び第17項(2)によります。
 - 当社は、当社が提携するクレジットカード(以下「提携会社」といふ)のカード会員(以下「会員」といふ)より所定の広帯域への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネット」その他の通信手段による旅行のお申込みを受け、契約を締結することがあります(以上を「通信契約」といいます)。なお、取り扱いきできないカードの範囲に属する場合があります。
 - 通信契約の申込みに関し、會員のお客様は申込みをいふとすると「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加え「カード名」(会員番号)、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - 通信契約の「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金の支払又は払戻業務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
 - 与信等の理由によりお客様のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料をお支払いいたします。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合には限りではありません。

2 契約の成立時期

- お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。具体的には次にあります。
 - 店頭及び当社の業務による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第1項(1)の申込金を受理したとき。
 - 電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算し3日以内の当社に当社がお客様から第1項(1)の申込金を受理した時。
- 通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

3 お申込み条件

- 未成年の方のみご予約の場合、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。
- 中学校入学前の方のみご予約の場合、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- 最少旅行人員は、特に明示しない限り1名様(ただし、コースに1名様での参加ができない旨の表示がある場合は2名様)とします。
- 特定旅行前を対象とし、旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊婦の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方、お申し込みください。当社は、お申し込みを断ることがあります。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者としては同乗者の同行、医師の診断書のある、コースの一部について内容を変更するご希望を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置とする費用は、お客様の負担となります。
- その他、当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4 契約責任者によるお申込み

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といふ)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等と契約責任者との間で行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければならない場合があります。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して責任を負い、又は何れ来つてご希望する債務者は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5 「最終日程表」(確定書面)の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「最終日程表」を速くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問合せいただければ配付状況についてご説明します。

6 旅行代金の適用及びお支払い期限

- 特に入札のない限り、満1歳以上の方は、おとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども旅行代金となります。
- 旅行代金のおとな、こどもの区分が不明な場合は、第3項に基づき、おとな旅行代金を適用します。
- 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数で確認してください。
- 追加代金とは、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊施設指定の選択、船泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金を言います。
- 旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、第13項(1)の「違約料」及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広帯域・パンフレット、ホームページにおいて「旅行代金」の計算方法及び「変更補償金」として表示した金額「プラス」「追加代金」として表示した金額「マイナス」「割引代金」として表示した金額」となります。
- 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前以降にお申込みされた場合は、お申し込み時に全額お支払いいただきます。

7 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席)、宿泊費、食代、消費税等の諸税・サービス料金及び特に行明したその他の費用等。
- 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
- 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しいたしません。

8 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を越える分について)。
 - 空港搬送便費用(パンフレットに明示した場合を除きます)。
 - コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びグリーンリング、代電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - ご希望者のみの参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金。
 - 運送機関が課す付加運賃、料金(例：燃油サーチャージ)。
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

9 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスへの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当初の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにお考えなくしては、お客様にあらかじめ当社が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

10 旅行代金の額の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更する場合があります。
- 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。
- 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額に相当する旅行代金を減額します。
- 第9項に基づき旅行代金の変更により、旅行の実施に必要な費用(当変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料の他、既に支払いはじめにから支払われなければならない費用を含む)が増額又は減額が生じる場合には、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の増額においては、運送・宿泊機関等が旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことにによる場合を除きます。
- 運送・宿泊機関などの利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の費にすべき事由によらず当該利用人数が増えなかったときは、旅行代金を変更します。

11 お客様の立替

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空券の予約や氏名変更ができない等の理由により、当社は、お客様のお断りすることがあります。

12 お客様による契約の解除(旅行開始前)

- お客様は、いつでも第14項に定める取消料を支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付はお申込みされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後に発信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日扱いとなります)。通信契約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域への会員の署名なくして取消料のお支払いを受けます。
- お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前にお支払いを要し、かつ契約を解除することができます。
 - 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の責任を負うものも他の重要なものであることに限ります。
 - 第10項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項の期日までに「最終日程表」を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

13 当社による契約の解除(旅行開始前)

- お客様が第6項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合は、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められるとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超え負担を求めたとき。
 - お客様の人数が契約書面に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の全日から起算してさかのぼって14日前までに旅行中止する旨をお客様に通知します。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようにより、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成し立たず、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に取交している旅行代金(又は申込金)の金額をお客様に払戻します。

14 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様の都合で取消しになる場合は、ホームページ・下記記載の取消料を、ご参加のお客様から1歳ごとの利用人数のお客数に対する差額代金をそれこれに据えます。営業時間過ぎた場合は、翌営業日扱いとなります。
- 当社の責任とならないうるん取扱の事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を受けます。

<表1> <表2>を除く国内旅行に係る取消料(お客様1名につき下記の料率となります)

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
	2)20日目にあたる日から8日前までの解除(日帰り旅行にあたっては10日目)	旅行代金の20%
	3)7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表2> 航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約

個人包括旅行運賃は、お申込みいただく時点の航空機の空席状況によって航空運賃が変動し、契約成立と同時に下表の「航空券取消料」の対象となります。

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結日以降に解除する場合（下記の場合を除く）	下記「航空券取消料」の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目以降8日目にある日まで	旅行代金の20％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降2日目にある日まで	旅行代金の30％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日	旅行代金の40％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の当日	旅行代金の50％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の100％

（航空券取消料）個人包括旅行運賃利用の場合の1区間に対する取消料

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結日から利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって5日目にある日まで	500円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって54日目にある日から21日目にある日まで	2,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって20日目にある日から8日目にある日まで	3,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって7日目にある日から前日まで	6,000円
利用航空便搭乗当日	9,000円

※航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合は、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、ホームページでご確認をいただくか、当社へお申し出ください。

※上記航空会社の航空券の取消条件は、各航空会社のウェブサイト（外部サイト）でご確認いただけます。

<表2> 航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約において、当該航空会社に関して支払うべき航空券取消料等が生じたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等として取扱ひ、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取扱ひます。

15 お客様による契約の解除（旅行開始後）

- お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領され、又は途中で離隔された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたときは、第1項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、変更できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払戻します。

16 当社による契約の解除（旅行開始後）

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に参加されられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の着るべき当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫行為により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
 - 天災地変、戦乱、暴動、暴走、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当然の理由し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであって、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する損害は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- 当社は、本項(1)③の規定により契約を解除したときは、お客様の状態に応じて、出発に戻るための必要な配慮をします。この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

17 旅行代金の払戻し

- 当社は、第1項(3)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第2項から第6項までの規定による契約の解除によってお客様に対して支払うべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第1項(1)のクーポン額の引渡し後の払戻しに際して当該クーポン額を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができなくなることがあります。
- 運賃契約を締結したお客様に本項(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

18 添乗員等

- 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン額をお支払いいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、「最終日程表」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなかった場合は、当該部分の旅行サービスの内容や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 添乗員同行と記載されたコースを除き、原則として契約書面に定められた旅行サービスの受領がなかったために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければならない。

19 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければならないものとします。

20 当社の責任

- 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配業者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日より2年以内・当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配業者の関与し得ない事由により傷害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

21 特別償償

- 当社は、前項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、執帯品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個または一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影用のフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿(記録媒体自体は補償対象)、その他同規定第18条、第2項に定める事由については補償しません。
- 本項(1)の損害について当社が前項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金(1)の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山登営又は(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンングライダー―搭乗等同規定第1条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収めて当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
- 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金の支払ひの旨を明示した場所に限り、募集型企画旅行参加中とはいしません。

22 当社による契約の解除

- 当社は、表Aに掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊期間等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したることによるもの以外の次の①②③の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に表Aに記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び期序の変更は対象外となります。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行者の生命又は身体の安全確保のために必要な処置としての変更。
 - 第2項1から第6項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- 当社が①に掲げる契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じたる額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第2項の規定に基づき損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既に支払ひした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

<表A>

変更補償金の支払ひが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した（本邦内の）旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（到着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.0	2.0

- (注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知したい場合をいい、「旅行開始後」とは該当変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2) 「最終日程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えたと、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終日程表」の記載内容との相違又は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に生じたとき、それぞれの変更によりこの表として取扱ひます。
- (注3) ①又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱ひます。
- (注4) ①又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱ひます。
- (注5) ①又は④に掲げる変更が一乗車又は一泊につき一件として取扱ひます。
- (注6) ①に掲げる変更について、①から⑦までの率を適用せず、⑧になります。

23 お客様の責任

- お客様、の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければならない。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行態において速やかに当社、当社の手配旅行者又は旅行サービス提供者等にその旨を申し出なければならないものとします。

24 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難の可能性があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。詳細は、当社の係員にお問合せください。

25 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする連絡先にご通知ください（もし、通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

26 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日になります。

27 個人情報のお取り扱いについて（重要）

- （1）当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コースに記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社では①当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- （2）当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- （3）当社が本項（2）の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また、同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- （4）当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- （5）当社は、旅行先において、お客様の手荷物運送等、D F Sキヤリアラ・沖縄(免稅店)でのお買い物などの便宜のため、当社の保有する便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供を停止を希望される場合は、お申込み時にお申し出ください。
- （6）当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称は、当社ホームページをご参照ください。（<https://www.wbf.co.jp/>）
- （7）当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、又はその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由を説明します。
- （8）万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

＜個人情報に関するお問合せ・苦情のお申し出先＞

- （1）個人情報の取扱いに関するお問合せ・苦情は下記の窓口までお申し出ください。

株式会社ホワイト・ベアーファミリー

（個人情報保護担当）電話：06-6374-4631

※個人情報管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問合せください。

- （2）お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について協力を求めるための申し出をすることができます。

社団法人 日本旅行業協会（JATA）

消費者相談室 電話：03-3592-1266

28 ご注意

- （1）お客様の都合による航空便の変更、工程変更はできません。
- （2）交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便に乗り遅れの場合は、別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払戻しできません。
- （3）悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第1.5項（2）の規定により、当該旅行サービスの宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- （4）お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。
- （5）当社約款をご希望の方は、ご請求ください。なお、当社旅行業約款は、当社ホームページ(<https://www.wbf.co.jp/>)からご覧いただけます。

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第1383号

RESORT TOUR PLANNER

WhiteBearFamily

株式会社 ホワイト・ベアーファミリー

〒531-0072 大阪市北区豊崎3丁目14-9

（社）日本旅行業協会正会員

（2008.11.1）